

趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた**職業教育の重要性**が高まっていること等を踏まえ、**専修学校における教育の充実**を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。

概要

大学等との制度的整合性を高めるための措置

① 専修学校の**専門課程の入学資格**について、**大学の入学資格と同様**の規定とする。

※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。

※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。

② 専修学校となるために**最低限必要な学習時間に関する基準**を、大学・高等専門学校と同様に「**単位数**」により定めることができるようにする。

専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「**特定専門課程**」という。）を置く専修学校には、**専攻科を置くことができる**こととする。

※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。

※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。

④ **特定専門課程**の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該**修了者は専門士と称**することができることとする。

教育の質の保証を図るための措置

⑤ 専門課程を置く専修学校に**大学と同等の項目での自己点検評価を義務付け**るとともに、**外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務**を定める。

施行日

令和8年4月1日

4

専修学校における学校評価ガイドライン概要

学校教育法の一部改正において、**専門課程を置く専修学校（専門学校）**に①**大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け**、②**外部の識見を有する者による評価の努力義務化が措置（令和8年4月1日施行）**



委託事業による調査研究をもとに、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における検討を踏まえ、「専修学校における学校評価ガイドライン」を改訂

ガイドラインのポイント（専門学校）

目的	○各学校が、教育、組織及び運営並びに施設、設備の状況について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る。
自己点検評価 ※義務	○各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価基準を設定し、学校の教育活動、学修成果、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価。 ○ガイドラインで示した項目等について評価を行い、評価結果の分析に加え、それらを踏まえた改善方策についても記述。
第三者評価 ※努力義務	○自己点検評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者（独立した評価機関・組織を含む。）が認める評価基準に基づき、当該第三者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について行う評価。 ○評価は、専門的な評価が可能なる者（分野に精通する者、専修学校に識見を有する者、大学等の評価経験者など）で、学校や設置法人から中立である者が実施。 ○評価実施だけでなく、評価に付随する様々な業務が生じることから、第三者評価に関する専門的な知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい。 ○第三者評価の実施者及び学校評価の担当となる教職員の研修を充実することが必要。
学校関係者評価 ※任意	○保護者、地域住民、企業等（当該学校の教職員を除く）により構成された組織等が、自己点検評価の結果について行う評価。 ○法令上の努力義務ではなくなるが、保護者や関連企業等の学校関係者に学校について深く理解してもらい、意見を聞く場として有用であることから、各学校の自主的・自律的な質保証の仕組みの一つとして引き続き実施することも考えられる。
評価期間	○自己点検評価：毎年度1回、第三者評価：5年以内に1回（学校関係者評価：毎年度1回（任意））
評価結果	○自己点検評価、第三者評価のいずれも1～3の三段階で評価し、分析結果や所見を記載。
公表・報告	○評価結果及びそれを踏まえた今後の改善方策を学校のホームページや出版物への掲載等により公表。 ○第三者評価結果は所轄庁に報告。

※評価にかかる費用や業務が学校の過度な負担とならないように、**メリハリのある評価が実施されるよう、具体的な実施方法の例を示す**。
※高等専修学校については、自己評価（義務）と学校関係者評価（努力義務）を行うこととなり、専門学校の評価の方法や項目等と同様に行うこととされている。

本校における学校評価の運営見直し

① 学校関係者評価の位置づけ

- 学校としては、学校関係者の皆さまに学校について理解していただくとともに、学校運営に関するご意見やご批評をお寄せいただく機会として大変意義深い場であると認識
法令上の努力義務ではなくなるが、引き続き、学校における教育の質保証を図る重要な仕組みとして実施、運営していく。
- 運営に当たっては、これまでの蓄積を踏まえつつ、今後想定される第三者評価の義務化も念頭に、評価項目の充実と客観性の向上を図る方向で不断の見直しを行ってまいりたい。

② 評価項目 【資料 2-2】

- 学校による自己点検評価の項目と同一とする。
- これまでの項目との主な相違点は次のとおり。
 - ・ “3. 教育活動” 分野において、関連分野の業界・企業等との関係を意識した評価項目が増えていること（3-5）、6）、12）、13）
 - ・ “2. 学校運営” 分野において、組織のガバナンスに関する評価項目が増えていること（2-3）、4）、6）、8）
- 評価に当たっては、これまでの資料（各種議事録や事業報告等）に加え、学校が行った自己点検評価の結果・改善の取組・今後の方向性の記述も踏まえて、すべての項目について、委員各位の視点で評点をつけていただくことを想定

例：4-3) 退学率の低下が図られているか・・・
退学率の上昇を評価→「1」
自己評価が低いことを評価→「3」
課題として認識し改善努力している（しようとしている）点を評価→「？」

③ 評価体制等 【資料 2-3】

- 学校関係者評価委員会委員から学校の教職員を除く。（規程第3条関係）
- 委員会の運営において、委員以外の他者に評価や決議を委ねることは趣旨にそぐわないと考えられるので委任及び代理の規定は削る。
委員会に対面又はオンラインで参加できない委員が、書面により意思表示する形で出席できるように新たに規定を置く。（規程第7条）
- 委員として職務上接する情報のうち、慎重な取り扱いをお願いしたいものは個人情報に限らないため、より幅広い秘密保持の規定に改める。（規程第9条）
- 評価方法等の見直しに係る手続きを定める。（規程第12条）

資料 2-2

学校関係者評価評価項目 新旧対照表

改正前	改正後 (自己点検評価項目と同一)
1. 教育理念・目的・育成人材像等	1. 教育理念・目標
1-1理念・目的・育成人材像は定められているか	1) 教育理念・目的・育成する人物像は定められているか
1-2学校の特徴が示されているか	2) 学校における職業教育の特色は何か
(再掲：2-4学校の将来構想を抱いているか)	3) 社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか
(再掲：3-1各学科の教育目標・育成人材像はその学科に対応する業界の人材ニーズに対応しているか)	4) 理念・目的・育成人材・特色・将来構想などが生徒・保護者等に周知されているか
	5) 各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズにむけて方向づけられているか
2. 学校運営	2. 学校運営
2-1運営方針は定められているか	1) 目的等に沿った運営方針が策定されているか
2-2事業計画は定められているか	2) 事業計画に沿った運営方針が策定されているか
	3) 運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか
	4) 人事・給与に関する制度は整備されているか
2-3意思決定システムは確立されているか	5) 教務・財務等の組織整備など意識決定システムは整備されているか
2-4学校の将来構想を抱いているか	(再掲：1の3) 社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか
	6) 業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか
2-5教育活動に関する情報公開がなされているか	7) 教育活動に関する情報公開が適切になされているか
	8) 情報システム化等による業務の効率化が図られているか
3. 教育活動	3. 教育活動
3-1各学科の教育目標・育成人材像はその学科に対応する業界の人材ニーズに対応しているか	(再掲：1の5) 5) 各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズにむけて方向づけられているか
	1) 教育理念等に沿った教育課程編成・実施方針等が策定されているか
	2) 教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか
3-2カリキュラムは体系的に編成されているか	3) 学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか
3-3学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置付けとなっているか	
3-4キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法などが実施されているか	4) キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか
	5) 関連分野の企業・関係施設等、業界団体等の連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか
	6) 関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターンシップ、実技、実習等)が体系的に位置づけられているか
3-5授業評価の実施・評価体制はあるか	7) 授業評価の実施・評価体制はあるか
	8) 職業に関する外部関係者からの評価を取り入れているか
3-7成績評価・単位認定の基準は明確になっているか	9) 成績評価・単位認定の基準は明確になっているか
3-8資格取得の指導体制はあるか	10) 資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか
3-6育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか	11) 人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか
	12) 関連分野における業界等の連携において優れた教員(本務・兼務含め)の提供を確保するなどマネジメントが行われているか
	13) 関連分野における先端的な知識・技術等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取り組みが行われているか
	14) 職員の能力開発のための研修等が行われているか
4. 教育成果	4. 学修成果
4-1就職率(卒業者就職率)の向上が図られているのか	1) 就職率の向上が図られているか
4-2資格取得率の向上が図られているか	2) 資格取得率の向上が図られているか
4-3退学率の低減が図られているか	3) 退学率の低下が図られているか
4-4卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか	4) 卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか
	5) 卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか

学校関係者評価評価項目 新旧対照表

改正前	改正後（自己点検評価項目と同一）
5. 学生支援	5. 学生支援
5-1就職に関する体制は整備されているか	1)進路・就職に関する支援体制は整備されているか
5-2学生相談に関する体制は整備されているか	2)学生相談に関する体制は整備されているか
5-3学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。奨学金に対する支援体制は整備されているか	3)学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか
5-4学生の健康管理を担う体制はあるのか	4)学生の健康管理を担う組織体制はあるか
5-5課外活動に対する支援体制は整備されているのか	5)課外活動に対する支援体制は整備されているか
5-6学生寮等、学生の生活環境への支援は行われているのか	6)学生の生活環境への支援は行われているか
5-7保護者と適切に連携しているか	7)保護者と適切に連携しているか
5-8卒業生への支援体制はあるのか	8)卒業生への支援体制はあるか
	9)社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか
	10)高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・卒業教育の取組が行われているか
6. 教育環境	6. 教育環境
6-1施設・設備は教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているのか	1)施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか
6-2学外実習等について十分な教育体制を整備しているのか	2)学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか
6-3防災に対する体制は整備されているのか	3)防災に対する体制は整備されているか
7. 学生の募集と受け入れ	7. 学生の受入れ
7-1学生募集活動は、適正に行われているか	1)学生募集活動は適正に行われているか
7-2入学選考は、適正かつ公平な基準に基づき行われているか	
	2)学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか
7-3学納金は妥当なものとなっているか	3)学納金は妥当なものとなっているか
8. 財政	8. 財務
8-1中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか	1)中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか
8-2予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか	2)予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか
8-3財務について会計監査が適正に行われているか	3)財務について会計監査が適正に行われているか
8-4財務情報公開の整備はできているか	4)財務情報公開の体制整備はできているか
9. 法令等の遵守	9. 法令等の遵守
9-1法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか	1)法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営はなされているか
9-2個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか	2)個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか
9-3自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか	3)自己評価の実施と問題点の改善に努めているか
9-4自己点検・自己評価結果を公表しているか	4)自己評価結果を公開しているか
10. 社会貢献	10. 社会貢献・地域貢献
10-1学校の教育資源や施設を利用した社会貢献を行っているか	1)学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか
10-3学生ボランティア活動を奨励・支援しているか	2)生徒のボランティア活動を奨励、支援しているか
10-2地域に対する公開講座等を積極的に実施しているか	3)地域に対する公開講座・教育訓練（公共職業訓練等を含む）の受託等を積極的に実施しているか

(目的)

第1条 この規程は、京都保健衛生専門学校の学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、教育活動その他の学校運営の状況に係る評価を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する

- (1) 卒業生 3人以上5人以内
- (2) 在校生の保護者 2人以上3人以内
- (3) 学識経験者 2人以上3人以内
- ~~(4) 学校長が必要と認めた者 2人以内~~

(選任)

第4条 委員は本学の設置目的について理解のある学外の学識経験者等の中から校務運営会議で選考し、学校長が委嘱する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は2年とする。ただし、重任、再任を妨げない。
- 2 前条の委員に欠損が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員の任期満了となった場合において、委員及び学校双方から特段の申出がない場合は、自動的に継続されるものとする。

(委員長等)

- 第6条 委員長及び副委員長を委員の中から互選し、委員長は委員会の会務を総理する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となり、委員会を代表する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時、又は欠けた時は、その職務を代行する。

(会議)

- 第7条 委員会は、年1回開催し、委員の過半数の出席をもって成立する。~~ただし、委任状は除く。第3条第1号、第2号、第3号の委員に事故がある時は、委員長の許可を得た上で、代理の者が出席できるものとする。~~
- 2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。
 - 3 前2項の場合において、委員会に付議される事項につき、書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会長が必要と認めた時は、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(~~守秘~~秘密保持義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務部所において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規定程の改廃は、校務運営会議が行う。

(細則)

第12条 評価の方法その他委員会の運営に関し必要な事項は、校務運営会議において定める。

附則 この規程は、2025年12月10日から施行する。